

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

社は「企業を通じてよりよい社会を建設しよう」を実現するため、当社グループでは「会社は株主をはじめとするステークホルダーすべてにフェアに責任を持つ」という共通認識のもと、コーポレート・ガバナンスを最重要課題の一つとして位置付けております。また、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、企業価値を高める経営を進めることにより、企業の社会的責任を果たすことを経営の根幹としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

・補充原則1 - 2 - 4 (議決権行使電子化、招集通知英訳)

機関投資家が議決権を行使しやすい電子行使環境の整備は現時点実施しておりません。議決権の電子行使につきましては、株主の皆様の利便性や費用対効果を総合的に勘案し、今後、導入を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

・原則1 - 4 (いわゆる政策保有株式)

政策保有株式については、取引先または地元企業との関係の維持・強化につながり、当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められる場合には、これを保有します。なお、全保有株式について、社内規定に基づき定期的に保有継続可否の見直しを行っております。また、政策保有株式に係る議決権行使に当たっては、投資先企業の長期的な企業価値および株主の利益を毀損する恐れがあると判断した場合には反対票を投じます。

・原則1 - 7 (関連当事者間の取引)

当社と当社取締役との取引において、競業または利益相反の可能性のある取引を行う場合には、法令および「取締役会規程」に基づき取締役会の承認を得ており、取引後には遅滞なく取締役会への報告を行っております。また、主要株主等との取引については、他の取引と同様の基準で、社内規定に則り実施しております。また、必要に応じて取締役会等での承認を得ております。

・原則3 - 1 (情報開示の充実)

(1) 経営理念に当たる社は企業倫理憲章、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料およびCSRレポート等にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレート・ガバナンスに関する報告書およびCSRレポート等にて開示しております。また、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組み、運営方法をまとめた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページにて開示しております。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針は、本報告書の「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営に係る事項」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 役員候補者の指名の方針は、以下に記載のとおりです。

(取締役候補者の選任基準および手続き)

当社は、優れた人格・見識・能力および高い倫理観を有し、営業・研究・生産・間接等各部門の専門能力・知見・実績を基に経営の課題に対する客観的判断能力や先見性・洞察力等を有する社内出身の取締役と、豊富な経験に基づき客観的な視点から積極的に助言、提言等を行うことができる社外取締役により取締役会を構成することを方針とし、各部門のバランス等に配慮のうえ、独立社外取締役を含む取締役会にて取締役候補者を選任しております。

(監査役候補者の選任基準および手続き)

当社は、上場企業の経営者または経理部門の責任者等の経験に基づく高い専門性と見識を有し、加えて法令上の社外性を有する社外出身の監査役と、優れた人格・見識・能力および高い倫理観を有し、財務会計に関する知見や専門分野での知識、経験を基に、客観的な監査に関する意見を述べることができ、業務執行者からの独立性を確保できる資質を有する社内出身の監査役から監査役会を構成することを方針とし、監査役会の同意のもと、独立社外取締役を含む取締役会にて監査役候補者を選定しております。

(5) 取締役候補者および監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

・補充原則4 - 1 - 1 (経営陣に対する委任の範囲)

経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議、各部門担当・委員会等・執行役員を設け、経営の意思決定と業務執行区分を明確にしております。当社体制に関しては、本報告書の「5 その他」の「2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に記載のとおりです。

取締役会は、法令・定款に定められた事項、および取締役会規程等に基づき当社グループの重要事項等を決定するとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

経営会議は、執行役員社長が議長となり、各部門の執行役員で構成され、取締役会で決定された経営方針などに従い、業務執行上の課題を協議しております。経営会議や各委員会等の重要な会議には監査役も出席し、監査の実効性を確保しております。

部門担当は、各部門における担当取締役が選任され、取締役会や経営会議で決定された経営計画に基づき担当部門の戦略を策定し、各部門内の重要事項の決定を行っております。

経営会議の諮問機関となる各委員会等は、部門担当または執行役員が議長となり、各種経営課題や業務執行に関して協議を行っております。

各部門内の責任者として配置される執行役員は、取締役会や経営会議で決定された事項に基づき業務を遂行しております。

・原則4 - 8 (独立社外取締役の有効な活用)

当社では、現在、原則4 - 9で示す「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

・原則4 - 9 (独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では、以下に示すとおり「社外役員の独立性判断基準」を定めております。独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす候補者を選定しております。

(独立性判断基準)

社外役員が次のいずれの項目にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

1. 当社グループ(注1)を主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者(注3)
 2. 当社グループの主要な取引先(注4)またはその業務執行者
 3. 当社グループの主要な借入先(注5)またはその業務執行者
 4. 当社の主要株主またはその業務執行者
 5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 6. 当社グループから役員報酬以外に、多額(注6)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、税理士、コンサルタント等
 7. 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
 8. 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者
 9. 上記1～8に過去3年間に於いて該当していた者
 10. 上記1～8に該当する者が重要な者(注7)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- 注1: 当社グループとは、当社および当社の子会社、関連会社をいう
注2: 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう
注3: 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員、理事その他これらに準ずる者および使用人のことをいう
注4: 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう
注5: 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう
注6: 多額とは、過去3事業年度の平均で個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう
注7: 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう

・補充原則4 - 11 - 1 (取締役会の多様性及び規模)

執行役員への権限委譲を前提に、事業の拡大等に対応した意思決定の迅速化を図るため、取締役会は重要な経営課題等の審議に集中しております。取締役候補者は、執行の監督を行うために必要な人材を、営業・研究・生産・間接各部門のバランスならびに社外取締役を含め、経験、専門分野を勘案して選定しております。取締役会の定員は、定款に基づき適正な規模としております。

・補充原則4 - 11 - 2 (取締役・監査役の兼任状況)

社外取締役および社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。社外取締役および社外監査役はそれぞれの業務に専念できる体制となっております。

・補充原則4 - 11 - 3 (取締役会の実効性評価と結果の開示)

当社では、取締役会の実効性の確保および機能強化を目的に、社外取締役を含む全ての取締役を対象に平成28年度に開催した取締役会について「取締役職務執行確認書」ならびに「取締役会の実効性に関する質問表」による自己評価を行いました。その集計結果と寄せられた意見をもとに取締役会の実効性について取締役会で議論し分析・評価を行いました。

取締役会の構成・運営・意思決定プロセス・ガバナンス機能ならびに取締役の職務執行状況等について確認した結果、取締役会の実効性は十分に確保されていると評価しました。取締役会の運営についても独立社外取締役が取締役会議長として議事進行を行い、公正な視点による運営を行っております。

一方で、取締役会の実効性をさらに高めるために、中長期的な視点からの経営戦略の議論の充実について改善の余地があることも明らかになりました。今後は今回明らかになった改善すべき点について真摯に取り組み、より一層の取締役会の実効性向上を図ってまいります。

・補充原則4 - 14 - 2 (取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

社内出身および常勤の取締役・監査役は、就任時に関連法令、当社定款、取締役会規程等の社内規定を理解し、外部講習会の受講等により、役員としての役割と責任の理解促進を図っております。就任後は適宜、役員の研修会を開催し、社内外講師を通じて経営に係る知識等の習得を行っております。また、社外取締役および常勤の社外監査役については、当社工場等事業所の視察を行い、事業内容の理解を図っております。

・原則5 - 1 (株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、株主との建設的な対話を通じて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、以下1～5を実施しております。

1. 株主からの対話の申し込みに対しては、株主の希望や主要な関心事項、会社の状況、株主の所有株式数に応じ、合理的な範囲で、IR担当取締役が中心となり対応する。
2. 当社のIR担当取締役である間接部門担当取締役は、株主との建設的な対話の実現のため、社内の各部門と協力して対話の要請に対応する。
3. 半期ごとに開催する決算説明会、また適宜、個人投資家を対象に当社の経営方針や商品紹介等を行う説明会を開催する等、IR活動の充実を図る。
4. 株主総会を集中日を外して開催し、終了後には経営近況報告会と懇談会を行うことで当社経営等に対する意見・指摘の反映を図る等、株主からの意見・要望について経営幹部へのフィードバックを適時適切に行い課題認識を共有する。
5. 未公表の重要な内部情報が漏洩することを防止するため、「インサイダー取引防止規定」に則り情報管理を徹底する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
豊田通商株式会社	4,286,266	18.21
東レ株式会社	3,826,691	16.26
株式会社日本触媒	1,105,800	4.70
JXホールディングス株式会社	1,061,279	4.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	756,800	3.22
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE - SSD00	695,680	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	498,900	2.12
三洋化成従業員持株会	496,491	2.11
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	367,700	1.56
GOVERNMENT OF NORWAY	295,900	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

サンダーソン・パートナーズ・リミテッドから平成25年4月4日付で、サンダーソン・アセット・マネジメント・エルエルピーを共同保有者とし、投資運用事業を譲渡した旨の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付がありました。平成25年4月1日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。変更報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称 / サンダーソン・アセット・マネジメント・エルエルピー

住所 / 英国ロンドン、ダブリュー1エス 3ピーアール、セヴィルロウ20、ヒースコートハウス

保有株券等の数(株) / 6,932,800

株券等保有割合(%) / 5.89

(注)平成28年6月17日開催の第92回定時株主総会の決議に基づき、平成28年10月1日付で当社普通株式5株を1株に株式併合しております。上記の保有株券等の数は株式併合前の株式数にて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上野 観	他の会社の出身者											
相京 重信	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野 観	○	平成22年6月まで新日本石油(株)(現 JXTGホールディングス(株) 前事業年度末において当社の議決権を4.8%所有)の業務執行者(取締役常務執行役員)でありました。当社とJXTGホールディングス(株)傘下の事業会社であるJXTGエネルギー(株)の間には原材料の仕入れ等の営業取引があります。平成29年3月期における当社と、JXTGエネルギー(株)の前身であるJXエネルギー(株)および東燃ゼネラル石油(株)の、連結売上高に対する仕入れおよび販売金額の割合は、いずれも当社が定める主要取引先基準である2%未満であり、主要取引先には該当しません。	上野 観氏は、当社の独立性基準を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。同氏は長年にわたる化学業界でのビジネス経験および経営経験を有し、また当社取締役会議長として公正な視点による取締役会の運営に努めていただいております。引き続き取締役会の決定機能および監督機能が強化されることを期待し、独立役員に指定しております。

相京 重信	○	平成22年3月まで、当社の主要借入先である㈱三井住友銀行の業務執行者(取締役兼副頭取執行役員)でありました。㈱三井住友銀行は当社の主要な借入先ではありますが、同氏は同行の業務執行者を退任して7年超経過しており、当社の独立性基準(主要借入先を退任後3年超)を満たしております。	相京重信氏は、当社の独立性基準を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。同氏の長年にわたる金融機関での経営経験をもとに、独立した立場から意思決定に関与することにより、取締役会の決定機能および監督機能が強化されることを期待できるため、独立役員に指定しております。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役は、会計監査人の監査計画について説明を受ける(1回/年)とともに、四半期末におけるレビューならびに期末監査における監査の実施状況の報告を受けております。

また、当社および関係会社の経営活動の執行状況を監査する目的で社長直轄の監査本部を設置しており、提出日現在のスタッフ数は9名であります。監査本部は監査役の要請に基づき監査役監査に協力するとともに、適時情報交換することにより監査品質の向上と、監査の実効性確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大志万 俊夫	他の会社の出身者													
清水 順三	他の会社の出身者													
佐藤 宏之	他の会社の出身者									○				

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大志万 俊夫		平成28年6月まで当社の主要株主である東レ(株)(前事業年度末において当社議決権を17.4%所有)子会社の東レ・メディカル(株)の業務執行者(代表取締役社長)でありました。当社は東レ(株)の持分法適用会社であり、当社と東レ(株)および東レ・メディカル(株)の間には商品販売等の営業取引があります。平成29年3月期における当社、東レ(株)および東レ・メディカル(株)の連結売上高に対する仕入れおよび販売金額の割合は、いずれも当社が定める主要取引先基準である2%未満であり、当社の主要取引先には該当しません。	大志万俊夫氏は、事業会社での経歴と経営者としての経験を有しており、当社取締役の職務執行を監査していただくことを期待し、社外監査役として選任しております。
清水 順三		当社の主要株主である豊田通商(株)(前事業年度末において当社議決権を19.5%所有)の相談役(平成27年6月に代表取締役会長を退任)であります。当社は同社の持分法適用会社であります。また、同社との間には商品販売等の営業取引があり、同社は当社の主要取引先に該当します。	清水順三氏は、経営者として豊富な経験を有しており、多角的な観点から当社取締役の職務執行を監査していただくことを期待し、社外監査役として選任しております。
佐藤 宏之		JXTGエネルギー(株)(JXTGホールディングス(株)傘下の事業会社)の業務執行者(取締役常務執行役員)であります。当社とJXTGエネルギー(株)との間に原材料の仕入れ等の営業取引がありますが、平成29年3月期における当社と、JXTGエネルギー(株)の前身であるJXエネルギー(株)および東燃ゼネラル石油(株)の、連結売上高に対する仕入れおよび販売金額の割合は、いずれも当社が定める主要取引先基準である2%未満であり、当社の主要取引先には該当しません。また、当社の持分法適用会社である(株)サン・ペトロケミカル(株)の代表取締役副社長であります。	佐藤宏之氏は、長年にわたりエネルギー事業会社で化学品分野を担当し、経営に携わられた経験に基づき、当社取締役の職務執行を監査していただくことを期待し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

賞与については、従来どおり、過去の支給実績および当期の会社業績を勘案して支給額を決定しています。他のインセンティブ関係の施策は特に実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

役員報酬:取締役を支払った額 308百万円(うち社外取締役 19百万円)
 監査役を支払った額 88百万円(うち社外監査役 54百万円)
 上記金額には、役員賞与85百万円(取締役67百万円、監査役17百万円)、役員退職慰労引当金の当期増加分85百万円(取締役64百万円、監査役21百万円)を含めています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等については、企業業績向上に向け優秀な人材の確保につながるとともに、職責や業績に見合った報酬水準、報酬体系となるよう設計しております。これらの報酬水準、報酬体系については、業績の推移や外部の客観データ等を勘案し、その妥当性を検証しております。当社の取締役報酬は、基本報酬、賞与および退職慰労金で構成されております。このうち、基本報酬および賞与については、平成28年6月17日開催の第92回定時株主総会においてご承認いただいた報酬枠(賞与を含め年額450百万円)の範囲内で決定しております。基本報酬については、各取締役の役割と責任を基準に、中長期および当該事業年度の業績状況や他社水準等も勘案のうえ、決定しております。賞与については、中長期および当該事業年度の業績状況を勘案して総額を算定し取締役会で決議のうえ、個人別の配分は各取締役の役割と責任を基準に決定しております。また、退任時には原則として退職慰労金を支給することとし、株主総会のご承認を得て、所定の基準に従い基本報酬および在任年数等に基づき決定することとしております。報酬全体に占める業績連動の割合は約2割となっておりますが、今後、その比率を高める方向で検討してまいります。

当社の監査役報酬は、基本報酬を基本としつつ、賞与と合わせて、平成20年6月20日開催の第84回定時株主総会においてご承認いただいた報酬枠(賞与を含め年額96百万円)の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。また、退任時には原則として退職慰労金を支給することとし、株主総会のご承認を得て、所定の基準に従い基本報酬および在任年数等に基づき決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポート体制は、間接部門担当取締役が経営内容を説明する他、秘書部が事務作業等のサポートをしております。また、社外監査役へのサポート体制は、監査本部および監査役会直轄の監査役スタッフ室が監査役の職務のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査役会設置会社の制度を採用しております。取締役については、任期を1年とし、取締役9名のうち2名は社外取締役であります。また、業務執行を行わない取締役を取締役会の議長とし、経営の監督機能の強化を図っております。監査役4名のうち3名は社外監査役であります。各監査役は独立した立場から監査を行う能力・識見を有しており、当社の広範な業務に精通した社内出身の監査役の知見と、企業経営に従事した経験等を有する社外監査役の知見を活用して、取締役の職務の執行を監査しております。監査役は社内の重要な会議に出席するほか、稟議書や重要文書を閲覧するとともに、内部監査部門や会計監査人との連携を強化しております。また、監査役会直轄の組織として監査役スタッフ室を設置し、取締役から独立したスタッフが監査役の職務を補助する体制とすることで、監査の実効性確保に努めております。

さらに、取締役会直轄の組織である「CSR委員会」、「コンプライアンス委員会」、「内部統制委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、取締役会および各委員会等の重要な会議には監査役も出席し、監査の実効性を確保しております。また、取締役会により決定された経営方針などに従い業務執行を行う「執行役員制度」を設け、経営の意思決定と業務執行の区分を明確にしております。

取締役会は毎月原則1回開催し、経営方針等の重要事項の決定と業務執行状況の監督を行っております。

経営会議は毎月原則2回開催し、取締役会により決定された経営方針等に基づき重要な業務執行上の決定を行っております。

会計監査について、平成29年3月期において監査業務を執行した公認会計士の氏名および継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

1. 監査業務を執行した公認会計士の氏名および当社に係る継続監査年数
 指定有限責任社員 業務執行社員: 松本 要(新日本有限責任監査法人所属) 3年
 指定有限責任社員 業務執行社員: 神前 泰洋(新日本有限責任監査法人所属) 5年
2. 監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 10名、その他 16名

なお、当社は社外取締役および社外監査役全員との間において、当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、各監査役が単独で権限を行使でき(独任制)、また、意見交換・審議を通じた監査役会による組織的な監査が可能であることから、監査役会設置会社としております。

企業経営の高度な専門知識と豊富な経験を有する取締役により構成される取締役会が経営の意思決定を行い、当社の業務に精通し業務に関する高度な専門知識を有する執行役員がその職務を執行することにより、会社の業務執行が適性かつ円滑に行われる体制となっております。これに加え、独立した立場から社外取締役が経営の意思決定に関与することにより、取締役会の意思決定機能および監督機能が強化され、監査役の厳正な監査が行われることとあいまって、経営への監視が行きとどく現在の体制が当社のガバナンス体制として最適と考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の21日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	出来るだけ多くの株主のみなさまに参加いただくため、株主総会集中日を避けて設定しております。
その他	株主様に当社をより理解していただくため、株主総会終了後に経営の近況報告および懇談会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の個人投資家向け説明会を不定期に行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて決算短信等の決算資料、適時開示資料、有価証券報告書(四半期報告書)、株主のみなさまへ(株主通信)等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報部	
その他	機関投資家、証券アナリストとIR担当部署の日常的なミーティング等を通じて、当社の経営・戦略に対するご意見・ご指摘をいただいております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是、企業倫理憲章、CSRガイドライン
環境保全活動、CSR活動等の実施	化学物質の開発、製造から最終消費を経て廃棄にいたる全ライフサイクルにおいて「環境・安全」を確保することを経営方針にうたい、レスポンシブル・ケア活動を実践しております。また、CSRガイドラインを定め、取り組むべき課題について基本方針を立案・実行し、それをモニタリングして改善につなげていく全社的な仕組みとして、「CSR委員会」と「CSR推進部」を設けております。これらの活動は「CSRレポート」としてまとめられ、当社ホームページに掲載し、広くステークホルダーに公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを設定しております。
その他	国内外の工場および事業所で、ISO認定を取得しております。 ＜女性の活躍促進に向けた取り組み＞ 当社では、「仕事」と「育児」の両立支援を目的に、育児休業制度(3歳まで)や育児短時間勤務制度(小学校4年生まで)などの制度を設け、職場環境整備に取り組んでいます。また、更に女性の活躍推進を進めるために、人事部内に推進担当と相談窓口を設置しています。 女性社員に対するキャリア研修や管理職に対するダイバーシティ研修などの取り組みも実施しており、今後は、女性リーダー数を2020年度までに2013年度比1.5倍以上とし、女性管理職数の着実な増加につなげていきます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「企業を通じてよりよい社会を建設しよう」の「社是」のもと、グローバルに、ユニークな優良企業グループを目指し、「企業倫理憲章」の実践を通じて、よき企業市民として持続可能な社会の実現に貢献していきます。

そのため、「コンプライアンスなくして優良企業たれず」および「企業の社会的責任を肝に銘じて行動する」ことを掲げ、コーポレート・ガバナンスの強化を図るべく、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）として、以下の基本方針を取締役会で決議しています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人が法令・定款で定める事項や社会規範および社内規定等を遵守するため、「企業倫理憲章」、「従業員行動指針」、「CSRガイドライン」、「コンプライアンスの心得」を定めます。
また、企業倫理担当取締役を任命し企業倫理の確立と実践を図るとともに、コンプライアンスに関わる教育・研修等の活動を通じて、コンプライアンスの徹底を図ります。
 - (2) 取締役会は、「取締役会規程」に則り原則として月に1回開催し、法令・定款に定める事項、ならびに業務執行に関する重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
取締役会の運営状況については監査役が監査し、結果を取締役会に報告します。
 - (3) 取締役会直轄の組織として、CSR委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ります。
 - (4) 法令および定款等に適合した職務の執行を行うため、「就業規則」、「業務責任規定」等の規定を定めます。
 - (5) 社長直轄組織の監査本部が、「内部監査規定」に基づき法令・定款や社内規定等の遵守状況を監査します。
 - (6) 当社および当社グループの使用人からのコンプライアンスに関する相談または通報窓口として、ホットラインを社内外に設け「内部通報規定」に基づいて適正に対応します。
 - (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした対応を徹底し関係を遮断します。
2. 取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 会社の機密情報や個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止するため、「機密管理規定」や「個人情報保護管理規定」等を定め適正に管理します。
 - (2) 「文書管理規定」等を定め、これに基づき取締役会・経営会議等の重要な会議の議事録、稟議書等の職務の執行に係る決裁書類、会社の権利義務を証する各種契約文書等の重要な業務執行関連文書を適正に保存・管理します。
 - (3) 会社法、金融商品取引法、証券取引所の定める適時開示則に基づいて開示が必要な会社情報は勿論のこと、適時開示則に該当しない重要な情報についても、ディスクロージャー・ポリシーに従い適時適切に、積極的かつ公正に開示します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営戦略や事業目的等の達成に影響を及ぼす重要なリスクに対しては、内部統制部が中心となってリスクの軽減を図り、その運用状況を評価して改善に努めます。
 - (2) 当社および当社グループを取り巻くリスクに対応すべく、「業務責任規定」、「製造物責任（PL）基本規定」、「情報システムセキュリティ規定」等の社内規定を定め、所管部署がリスク管理します。
 - (3) 不測の事態が発生した場合は、「BC（事業継続）対策本部規定」や「環境・保安基本規定」、「海外危機管理基本規定」に基づき、現地対策本部を立ち上げ迅速かつ的確に対応します。また、不測の事態発生を想定した訓練を計画的に実施します。
 - (4) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用・評価・改善活動を推進し、内部統制委員会が活動状況を指導・監督します。
 - (5) 監査本部が各業務執行部門のリスク管理状況を監査します。
4. 取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう監督を行います。
また、「執行役員制度」を設け、執行役員は取締役会で決定した経営方針等に従い業務執行を行うことで、経営の意思決定と業務執行の区分を明確にします。
 - (2) 取締役会決議事項を事前審議するとともに、執行役員の重要な業務執行の具体的内容を審議・決定するため、「経営会議」を原則として月2回開催し業務執行の効率化を図ります。
 - (3) 中期経営計画および年度総合計画を策定し、経営目標を明確化するとともに、業績管理を行い、業務執行の結果を明らかにします。
 - (4) 各組織の権限および責任の明確化のため、「業務責任規定」、「業務実行責任者および手続規定」を定め、業務執行の効率化を図ります。
 - (5) 効率的な業務執行を行う体制を構築するため、ITシステムの主管部署を設けてシステム整備およびその維持・改善を図ります。
5. 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役等および使用人が法令・定款で定める事項や社会規範および社内規定等を遵守するため、「企業倫理憲章」、「従業員行動指針」、「CSRガイドライン」、「コンプライアンスの心得」を当社グループ全体で共有し、その浸透・徹底を図ります。
 - (2) 「関係会社運営規定」に基づき、権限配分を適正化するとともに、当社取締役または執行役員を当社グループの担当役員とし指導する体制とします。
 - (3) 当社グループへの取締役や監査役の派遣、当社および当社グループの社社会や連結営業会議の開催、ならびに月報提出等を通じて、当社グループの取締役等は職務執行内容を当社に報告する体制とします。
 - (4) 当社監査役は定期的に当社グループの取締役の職務執行の状況を監査します。
また、国内グループについては、国内グループ監査役連絡会の開催を通じて情報交換等を行い、監査の有効性を確保します。
 - (5) 当社監査本部は、定期的に当社グループの内部統制の実状を監査します。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の独立性や実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役会直轄の組織として監査役スタッフ室を設置し、監査役スタッフ室所属の使用人が監査役職務を補助する体制とします。
また、監査役からの指示に基づいて当該使用人が職務を遂行できる環境を確保します。
 - (2) 監査役スタッフ室所属の使用人の異動・人事評価等に当たっては、監査役の同意を得ることとします。
7. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
 - (1) 当社および当社グループの取締役・執行役員等は、当社監査役との定期的な会合を通じて、監査役に職務執行状況等を報告する体制とし

ます。

- (2)監査役が会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにするため、取締役会のほか経営会議・CSR委員会・コンプライアンス委員会・内部統制委員会等の重要な会議には、監査役の出席を保証します。また、本部長以上による決裁書類は全て監査役に回付するとともに、監査役から要求のあった書類は、全て監査役が閲覧できる体制とします。
- (3)内部監査の結果は、監査本部から直接代表取締役および監査役に報告します。
- (4)ホットラインへの内部通報の内容は、企業倫理担当取締役と協議し、かつ監査役に報告します。
重要な内容に関してはコンプライアンス委員会に報告し、その是正措置を決定し対策を講じます。
なお、内部通報者およびその調査の協力者が不利な取扱いを受けることが無きよう、「内部通報規定」にその旨を定めて適正に対応します。
また、監査役への報告者およびその協力者についても同様に対応します。
- (5)監査役は、監査本部や会計監査人の監査計画作成に参画するとともに、必要に応じて監査に立会います。
また、監査本部や会計監査人とは、監査結果の報告や定期的な情報交換等を通じて連携を密にします。
- (6)監査役監査に対しては、監査役からの要請に基づき、監査本部がこれに協力します。
- (7)監査役の職務執行に係る費用等の処理に関して適正に対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、法令遵守および企業倫理の徹底を図るため「企業倫理憲章」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。

総務部長を対応統括責任者とし、本社に不当要求防止責任者を置くとともに、各事業所、関係会社にて京都府暴力追放運動推進センター作成の対応マニュアルを配布し、警察当局や関係機関と連携して対応を行うようにしております。

本社においては京都地区企業防衛対策協議会に加盟しており、反社会的勢力に関する情報収集を行い、適時、当社グループの役職員に対し具体的な事例とその対処法について社内イントラシステム等を通じて注意喚起を行っています。

また取引先と締結する商取引基本契約書では、過去、現在および将来において反社会的勢力でないこと、およびそれぞれが行う事業に関し反社会的勢力と関わらないことを相互に保証し、保証した事項に反する事実を発見した場合は直ちに相手方に報告する義務をそれぞれに課し、相手方がこれらに違反した場合は直ちに契約を解除できるものとしています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

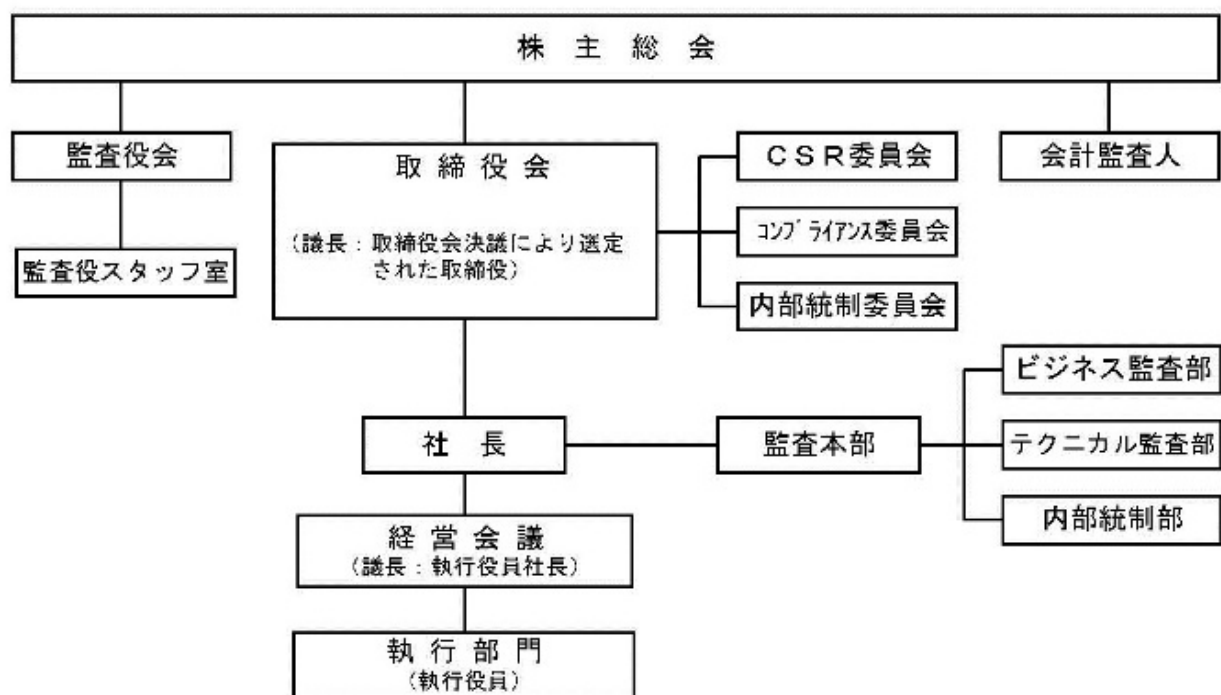
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制について



会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について

